

## 職員の給与等勤務条件に係る交渉概要について

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

1 交渉団体……自治労国分寺市職員労働組合

2 市の提案内容

### 【新規の提案事項】

項目	提案内容
平成22年度給与改定について	平成22年東京都人事委員会勧告に準じ、以下の点について給料表等の改定を行いたい。 ① 例月給与を平均0.29%引き下げる。 ② 期末勤勉手当支給月数を0.2月引き下げる（年間4.15月→3.95月）。あわせて例月給引き下げに伴う影響を勘案し3月期期末手当により所要の調整を行う。
職員配置の変更について (平成23年2月23日提案)	平成23年度の人員体制について14名削減したい。

### 【前回からの継続協議事項】

項目	提案内容
人事給与制度等の見直しについて (平成22年4月19日提案)	人事給与制度等について、以下の見直しを行いたい。 1 給与構造改革について ・給与月額と地域手当の配分変更 ・給料表水準の全国民間賃金水準に合わせた是正について 2 給与水準見直しについて ・職務・職責に応じた給与構造への転換に関連した給与カーブのフラット化について ・高齢層の昇給抑制措置の見直し ・特別昇給制度(20年・30年)の廃止 3 技能労務職の給与水準の適正化について 4 諸手当について ・住居手当の支給対象者の見直し等適正化 ・期末勤勉手当の役職加算の適正化 ・退職手当支給率の中ぶくれの解消 5 人事考課制度の見直しについて ・人事考課の昇給への反映(管理職対象) ・人事考課の勤勉手当への反映(全職員対象) 6 主任職昇任制度の見直しについて

### 3 交渉結果

項目	交渉結果
平成22年度給与改定について	合意に至らず。 ※提案の内容を反映した「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を平成23年第1回定例市議会に提案。
職員配置の変更について	平成23年3月11日妥結 →平成23年度の人員体制について12名削減する。
人事給与制度等の見直しについて	平成23年度からの給料表及び住居手当の見直しについて交渉したが、合意に至らず。 ※平成23年度の職員の給料表を東京都の職員の給料表（都表）に準じたものに改めるとともに、住居手当の支給対象職員を世帯主及びこれに準ずる者に限定する等の改正内容を盛り込んだ「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を平成23年第1回定例市議会に提案。

### 4 継続協議又は合意に至らなかった項目に関する市と職員団体の主な主張

項目	市の主な主張	職員団体の主な主張
平成22年度給与改定について	平成22年度給与改定について協議をお願いしたい。	平成23年度以降の給与制度の見直しと密接に関連するものであり、分離しての協議には応じられない。
人事給与制度等の見直しについて	<p>&lt;給料表の見直し&gt; 都内の市の多くが都表に準じたものに改めている中では、本市もそのようにせざるを得ない。また、職層により給料が都表の最高額を上回っている職員がおり、この部分については、現給保障はできない。なお、給料表の見直しにより給料が減額となる職員については、一定の激変緩和措置を取る考えはある。</p> <p>&lt;住居手当の見直し&gt; 現行の全職員に支給する制度は不合理であり、他市と同様に世帯主及びこれに準ずる者のみに支給する制度に改めたい。</p>	<p>&lt;給料表の見直し&gt; 東京都とは任用制度等に違いがあるのに給料表のみを都表に準じたものに改めると、東京都の職員より給与水準が下がってしまう。都表に準じたものに改めるのであれば、地域手当は東京都と同じく18%にすべきだ。当局の案は、合理的理由のない不利益変更であり、給料が減額となる職員については、一定の現給保障や激変緩和措置が必要である。</p> <p>&lt;住居手当の見直し&gt; 当局の案では、実態として世帯主は男性が多いので、性差別につながる。見直しは、職員の住居の実態に応じたものとすべき</p>

		だ。
--	--	----